

宿泊施設誘致条例の制定について（3月議会上程議案）

● 条例制定の目的・背景

- 市内に宿泊施設（ホテル・旅館）を新・増築する事業者に奨励金を交付し、「**新たな宿泊施設の誘致**」と「**既存宿泊施設の規模拡大**」を促すことで、市内における「**宿泊客数の増加**」を図り、「**本市経済の活性化**」につなげるために新たに条例を制定します。
- 本市のウィークポイントの一つである「**宿泊施設数が乏しい**」という課題の克服を図ります。

● 奨励金の交付対象・金額等

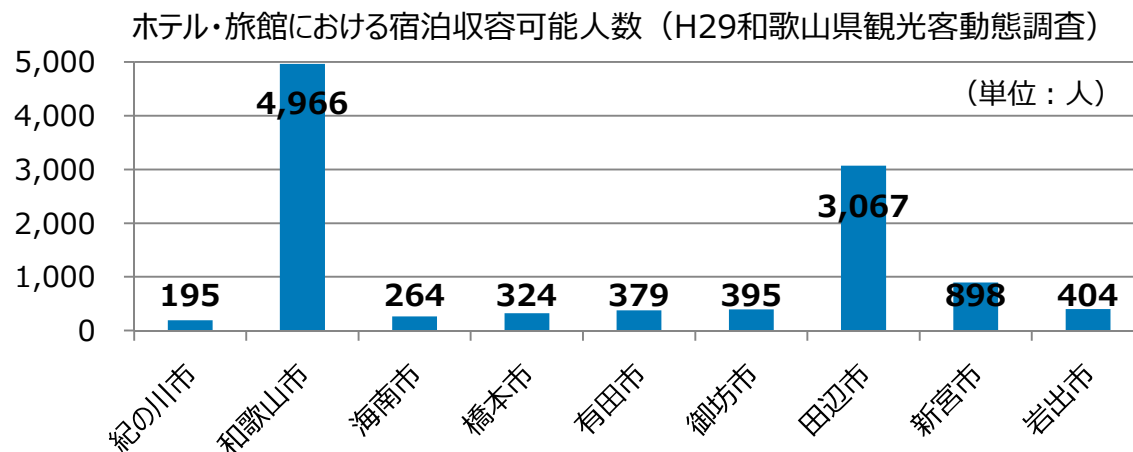
以下の客室数を整備する場合で、かつ一定要件を満たす場合に奨励金を交付します。

【新築】 ホテル：50室以上、旅館：20室以上

【増築】 ホテル：10室以上、旅館：5室以上



関西トップクラスの奨励措置を用意



区分	要件	回数・期間	奨励金額
建築奨励金	新築 投下固定資産総額 3 億円以上	1回	建築費の10/100相当額（限度額3,000万円）
立地奨励金 ※固定資産税・都市計画税 （土地・家屋・償却資産）相当額	新築 投下固定資産総額3,000万円以上	10年	前年度の固定資産税・都市計画税相当額
	増築 増加固定資産総額1,000万円以上	5年	増加分の前年度固定資産税・都市計画税相当額
雇用促進奨励金	新築 1年以上雇用している市内在住者がいること	1年	地元雇用に対する奨励金（1名につき15万円）
地域資源活用奨励金	新・増築 市産農産物を宿泊客に提供すること	5年	市産農産物購入費相当額（限度額30万円/年）

投下固定資産総額 …… 土地、家屋、償却資産の合計取得価格

参考：経済波及効果額（一般財団法人和歌山社会経済研究所による試算結果）

市内に宿泊施設が建築されることにより、多額の経済波及効果額がもたらされることが試算から明らかとなっています。

【ホテル建設時】：18.8億円（※200室程度の客室数を想定した場合）

【宿泊者による消費】：10.3億円/年